

意見公募手続により提出のあった意見について

【意見募集の概要】

- (1)募集期間 平成22年4月30日(金)～平成22年5月31日(月)
- (2)周知方法 広報川越(4月25日号)及び川越市ホームページ
- (3)資料の閲覧方法
- ①市役所本庁舎4階政策企画課、各出張所、各連絡所、各公民館、各図書館
 - ②川越市ホームページにおける電子媒体による閲覧
- (4)意見の提出方法
件名、住所、氏名、連絡先を明記し、政策企画課に持参、郵送、FAX又はインターネットによる提出
- (5)意見提出の結果
持参 1件、インターネット 3件 合計 4件

【提出された意見の概要】

A氏	
意見の対象となるページ及び項目等	p.55、その他
<p>提出された意見</p> <p>p.55「障害者の福祉の推進」について、残念ながらとても住みやすい街とは言えない。住みにくい街になっています。働く場を紹介する市の対応が非常に悪い。</p> <p>評価も悪くなっている。市の対応がもうすこしきちんと障害者の方々に対し、ゆっくりと話し合いをしてもらえば嬉しいです。それから広報も充実していない。「障害者のマーク」について、以前私から広報へのせるよう要望した。なぜ「障害者のマーク」の啓発を行っていなかったか？</p> <p>私はずっと10年間広報を見続けたが何もなくのせなかった。非常に不満を感じている。</p> <p>p.55にのっている「社会参加の拡充」の所に①「障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実を図ります。」という記載していますが、果たして本当に充実しているだろうか？私はとても充実していくという努力が見えないし、充実しているとは思えない。私は「障害者計画」はずっと前から計画を立てているのに、10年間広報にのっていないのはいかなものかと疑問を感じています。市の対応や姿勢が全然形が見えない。障害者福祉の推進に対する不安がさらに大きくなった。評価はまず出来ないし、満足していないのが本音です。</p> <p>あとは全体的に評価をすると、50%だと思われる。環境、農業、都市景観は満足するが、50%はほとんど職員による対応がまず悪い。埼玉県庁と東京都庁と横浜市の半数は対応がきちんと、「おはようございます」「ありがとうございます」「それでは失礼いたします」とあいさつして親切な対応は当たり前ですが、川越市は全然出来ていない。川越市民としては恥ずかしいと思う。又、障害者福祉にも不満だらけで対応、広報、広聴は本当にやってくれるだろうかとても不安です。本当に住みにくい街である。観光はパフォーマンスだけだ。</p>	

B氏	
意見の対象となるページ及び項目等	全体への意見
<p>提出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口推計は都市計画法関連法令により調整区域の開発が進んだこと、南古谷周辺と旧市街地にマンション建設が進んだことでほぼ推計通りになったが今後は数年を期に急激に少子高齢化が進むものとする。生産人口の減少による税収の落ち込みと高齢者人口の増加による社会保障増大を見据えた計画にして下さい。国、県の借金も大変だけれど、少なくとも市の借金は子孫に背負わさない政策をお願いしたい。 ・行財政改革で縦割り行政をゼロベースから見直し、地域単位（学校区）の自主行政（地域委員会等）による地域密着の行政サービスをその地域住民、企業、学校と行政が協働で行うネットワーク組織をベースとする行政の構造改革をお願いしたい。行政の業務を原点から見直し仕分けして、行政が如何してもなすべきことを除いて、地域に任せる政策をお願いしたい。 ・行政のIT化が縦割り行政をもとに開発したことと、ソフト開発業者任せのため高額な委託費をかけても効果がなかったと聞く。縦割り行政を外し市政全体を包括的に考えた合理的、効率的なソフトの開発を行い、それに合わせた行政組織（システム）をお願いしたい。 ・無駄な公共事業を行わないためにも、ランドデザインを明確に描いて頂きたい。 例 三駅関係で西武鉄道の地下化の計画がありますが乗降客の利便性や事業費の削減を考え川越駅に直接乗り入れ政策、東上線川越市駅周辺の武州ガス、日清紡、東武操車場のまちづくり政策、JR西川越付近の東上線に新駅と新庁舎移転の政策検討、自動車運転者減による自動車交通減少を見据えた交通計画政策、市街地内の都市計画道路の整備は金がかかり過ぎ費用対効果を考えゼロベースから見直した旧市街地内交通緩和の総合的交通政策、（一番街通りの狭い地域を前提にした検討では良い案でない）をお願いしたい。 ・ハコモノ行政から脱却、ハードからソフト行政、成長戦略による財源政策と徹底した歳出削減政策 社会の生活困窮者の保護政策の充実、教育の独自性をなくし市政と一体での教育行政をお願いしたい。 	

C氏	
意見の対象となるページ及び項目等	p. 54 p. 55 障害者福祉施策について
<p>提出された意見</p> <p>現状と課題の分析記事が古い。すでに障害者自立支援法は、誤った法律であったと国も認めているところですので、障害者自立支援法に対する、市の総括が出されるべきであると思います。</p>	

医療・保健サービスについて

・利用者負担の軽減もさることながら、「障害」を専門的にみられる医療を川越市内で確保できるようにしてほしい。重度の障害になると、毛呂山の毛呂病院光の家や、東埼玉病院、または都内の病院へかかれないといけない。
一番移動で困っている人が、近くで診てもらえないという矛盾を解消してほしい。

・PT、OT、ST の需要はとても高いです。各障害者施設や、在宅の障害者が利用できるように、訪問サービスとしてのPT、OT、ST の確保に力を入れてほしい。

学習の機会について

・指定管理になってから、オアシスの青年学級の内容が改悪されています。
オアシスに対しての市の運営方針も入れてほしい。

D氏	
意見の対象となるページ及び項目等	全体への意見
<p>提出された意見</p> <p>「後期基本計画の原案に対する意見書」を書こうと思い、「総合計画審議会」を傍聴した。いまだ策定スケジュールの半分にも至っていないこの時期の意見公募にどのような意味があるのだろうか。この公募案内と後期基本計画原案の閲覧案内は4月25日号の広報と30日付けでHPに掲載された。しかし、5月の連休を挟んでの1ヶ月間、200頁の分厚い計画書をその期間内に、ほとんどの市民は読んではいないだろう。その上、三回あった審議会の傍聴者は各回5人以下であった。</p> <p>そして「後期基本計画原案」に対する意見のメ切が5月31日、最悪の条件が重なってしまっている。</p> <p>平成18年度に始まった総合計画。向う10年間の長期計画の後期5年間を具体的に計画の目標を立てたのが「後期基本計画」であろう。その長期の最初に目標としていた「基本構想」を締めくくる集大成としての「基本計画」である。そして新たな方向に向けて出発するための新構想へつなげる役割をも持つ「後期基本計画」でもあろうと、少なくとも私はそう思っていた。審議会に諮問された内容はそれらに伝えられるものに仕上げられてはいなかった。</p> <p>「総合計画は、市民と市にとってまちづくりを進める上での指針となるもので、目指すべき将来像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めています。」「基本計画は『基本構想』で定めた目標の実現に向け、基本的な施策を体系化・重点化しています。」と後期基本計画の目次第一頁にも書かれている。この「後期基本計画」が、本当にその目標と目的を住民に伝えているのだろうか。以下、「後期基本計画」に対する意見とする。</p>	

■なぜ、市長の思い・マニフェストが、前期は勿論「後期基本計画」に、十分生かされなかったのか

市長の平成 21 年度の市政方針は「市政の方針について」とした上で、第一「改革の姿勢」第二「公正の姿勢」第三「公開の姿勢」それにプラスして、行財政運営では「徹底した事業の見直し」、「創意と工夫により財源の確保」に向けて努力するとの声明を発した。当然、これらは当時のマニフェストを掲げたものであった。

その上、公約にあげた五つの「かわごえづくり」のビジョンに、第一「まちづくり」、第二「ひとづくり」、第三「くらしづくり」、第四「しくみづくり」、第五「げんきづくり」をあげ、それぞれについて解説を加えていた。

さて、その一年を経験した後の平成 22 年度の市政方針は「市政運営の基本的な考え方と主要施策について」に変わった。その意図は次の三つはどうしても実現したいと考えてのことではないだろうか。一点目として安全で安心して暮らせるまちづくりの必要性、二点目として子育て支援の必要性、三点目といたしましては、行財政改革の必要性。これこそ市長自身が肌で感じたことを「市政運営の基本的な考え方」と言い換えたのではなかろうか。

そして最後に、「一つひとつの取組がもたらす効果は小さなものでございます。しかし、この取組を積み重ねていくことにより、新たなまちづくりに向けた資源や活力を生み出し、市民の皆様が豊かで安心して暮らしていただけるまちの実現につながると確信しております。今後とも明日の川越づくりに向けて全力を尽くしてまいりますので、議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。」・・・と。議場での発言だから「議員各位」は当然だが、同時に市民全員に向けられた言葉として受け取らなければならないのではないのか。

行政の継続性は当然あって然るべきことだ。ならば市長の運営方針も少なくとも任期中は、継続されなければならないのではないのか。

■なぜ今回の後期基本計画の「小江戸かわごえの重点戦略」は、次の枠組みを基本に置かなかったのか

今回基本計画の重点は

1、未来につなぐひとづくり戦略 2、活力と魅力あふれるまちづくり戦略 3、快適で安心できるくらしづくり戦略

平成 21 年度の目標は

第一「改革の姿勢」、第二「公正の姿勢」、第三「公開の姿勢」、第四「徹底した行財政運営・事業の見直し」、第五「創意と工夫の財源の確保」

平成 22 年度の目標は

第 1「安全で安心して暮らせるまちづくり」、第 2「子育て支援」、第 3「行財政改革」以上の合計 10 項目をあらためて「小江戸かわごえの重点」に掲げて、「完全追求をする姿勢」示して欲しい。

そのおもな理由は、21 年度の公約は、完全に達成されたのか、それはどのような形で住民に説明されたのか。

特に三つの戦略から見える言葉は、「努めます」「支援します」「推進します」「図ります」この四つ以外に、「実施します」「達成します」・・・という、あくまでも「やり遂

げる」という気迫は何も感じられない。

■まだ、踏み込んでいない領域がある

どの自治体にも「行政組織機構(図)」条例のもとに組織化されている。勿論川越市も同様である。今回の審議会の資料にも綴じられていた。審議会に諮問された「基本構想」から「前・後期基本計画」に至るまでの「対象範囲」というより「答申範囲」は、市長から出た線で結ばれた範囲だけに限っているが、それはまったくの間違いである。

市議会をはじめ、上下水道局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産税評価委員会など、いわゆる法定「行政委員会」(事務局の職員を除く)に対する「重点戦略」の目が向けられていない。自治行政の基本原則は、これらの組織を含めた「事務の処理をするために、議会の議決を経て“総合的”“且つ“計画的”な行政の運用を図るために「基本構想」を定めよ。と自治法はいつているのであって、ことさら「総合計画」を執行機関だけに絞ってつくれとは書いていないのである。なぜ、こうした領域を聖域としているのか。

一方、この見方から単年度制度による「予算」「決算」面から見れば、ごく自然にその意味が理解できよう。

大まかに言えば、年度の予算・決算に含まれている範囲(部署)は、例外なくすべて基本構想・基本計画の対象にしなければならない。改革・改善、経費節減も含まれる。給料、報酬、手当など自らの権限では為しえないからである。もっと踏み込んで云えば、補助金、出資金の対象団体も含まれて当然である。

■行政計画の穴に落ち込むな

その代表格がこの「総合計画」であろう。一体川越市には、どれ程の行政計画があるのだろうか。今は「行政改革プラン」に名を変えているが、本来は「行政改革大綱」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」「障害者福祉計画」「緑の基本計画」「環境行動計画」「中心市街地活性化基本計画」「地域福祉計画」「農業振興計画」などなど、書ききれないほどあるが、そうした行政計画の一覧表さえ用意されていない。

行政(川越市)は、その計画が法定義務であろうが、任意規定であろうが行政裁量で構わずにつくる。つくることが目的になり、運用管理がおろそかになる結果、住民の目にも耳にも届かなくなり、その果てに忘れられてしまう。

川越市では行政計画に対する心構えが欠けているように見える。しかも「定義」が明確に表現されていない。

行政計画の学問的な定義を拝借するならば、「行政上に用いられる計画であり、行政機関が、行政上の目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合することによって示された行政行動基準である。」(「実定行政計画法」西村剛著より)と書かれている。

要するに、つくったからには「達成」することと「達成するための行動」をしなければいけないのであって、作りっ放しではいけないということである。

■計画(案)の策定に、なぜ高額な委託費を支出しなければならないのか

総合計画事務費用として、平成 22 年度の委託料は、800 万円に報酬が 200 万円、平成

21年度は、委託料が350万円に報酬が41万円であった。併せて1千391万円。原案そのものと完成された製本代も含まれるかも知れないが、内容は定かではない。前時代から言われ続けられてきた「全国的に金太郎飴の如くに作られた総合計画」は今でも続けられているのか。他人につくってもらった「小江戸かわごえの重点戦略」を、本気で信じられるのか。

200頁もある計画書は必要ない。広報の頁半分ぐらいにコンパクトにまとめて、見開き面を利用して、各重点項目を左端に、計画内容、目標、完了期間、担当課名(連絡先)を明記一覧表にして各戸配布にすることだ。

「協働の指針」は何のためにつくったのか。前期は100人の市民が参加した。後期はその必要はないといわれた。

なぜ必要ではなかったのか。市民公募で4名を委員に採用したからか。その市民公募の採用枠は「総合計画審議会条例」には、設定されていない。公募市民枠がないために、大学教授と同格の「学識経験者」にされてしまった。なぜ市民は「市民」ではいけないのか。報酬のことが事務局側にあつたことは確かであろう。条例を改正すれば済んだことではないのか。

なお、後期基本計画の設定期間は必ずしも5年は必要ない。市長の任期4年にしてもよい。時代の要求でもある。

その理由は、現市長の任期は平成25年の2月、計画の最終年度は平成26年度となり継続期間が短くて住むほか、改選後の新市長の計画策定の自由度が逆に一年増すことになる。

■住民は、いつまでも傍観者でいいのか

住民参加を叫ぶことは、もはや過去の時代のことだ。川越市には「住民参加条例」も「まちづくり条例」もいまだに制定されていない。後期基本計画の「市民参加と協働の推進」に、いきなり「自治基本条例」「住民投票条例」の制定を目指す。と出てきたことには驚いた。今まで条例の基に市民が行政に参加したことがあるだろうか。

その経験もなく、自治基本条例を今回同様に、行政側が制定したからそれに対して「意見を言え」とか「住民の責務を定めたから、その責務を守れ」と命令調に仕立てられては適わない。

住民は、いつまでも傍観者であってはならない。地方主権の時代は必ずくる。そのため用意万端怠りなく、行政を監視するのが住民の最大の役割であろう。

以上